

日本労働年鑑 1951年版(第23集)  
The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第四章 公共企業体労働関係法の公布施行

第二節 施行状況

(一)公共企業体労働関係法に基く各委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道調停委員会、専売公社調停委員会の委員の選出については、組合、当局、中労委会長三者の間に意見の対立があり、同法施行の四九年六月一日以後久しく決定されなかったが、六月の国電ストライキに刺戟されて七月二六日に至り次の如く決定した。

(1)公共企業体仲裁委員会

委員長 末弘巖太郎(中労委会長)

委員(任期二年)堀木鎌三(中労委使用者側委員一辞職。鉄道弘済会理事長)

委員(任期三年)今井一男(新給与実施本部長一辞職)

(2)国有鉄道中央調停委員会

委員長 藤林敬三(中立、慶応大学教授)

委員 館 俊三(労働者側、労農党前代議士)

委員 三輪眞吉(当局側、交通協力会理事長)

(3)専売公社中央調停委員会

委員長 小林直人(中立、弁護士)

委員 高野実(労働者側、総同盟総主事)

委員 山本浅吉(当局側、三井鉱山取締役)

なお、地方におかれる国有鉄道、専売公社両調停委員会については、四九年八月一三日政令第三〇二号をもってその名称、位置、管轄区域が定められた。

右の如く委員の発令をみた中央の各委員会の四九年末までの活動状況は次の通りである。

(イ)公共企業体仲裁委員会

(1)一〇月二八日 国鉄労組より賃金ベースに関する申請受理、一二月二日 仲裁裁定第一号交付

(2)一二月一四日 専売中央調停委員会から専売給与問題仲裁請求を受理、一二月二八日 裁定第二号交付

(ロ)国有鉄道中央調停委員会

(1)九月一四日 国鉄労組本部より「賃金ベースの改訂及び年末賞与金の支給」申請、一〇月一二日調停案提示(不成立)

(2)一一月二五日 国鉄労組本部より「超過勤務手当、夜勤手当の支給に関する紛争」申請(五〇年一月二四日勧告を行い取下げ)

(ハ)専売中央調停委員会

(1)一〇月二〇日 専売労組本部より「賃上げ及び越年資金の支給」申請、一二月二日調停案提示(不成立)

右のうち、仲裁委員会の二つの裁定は次の如くである。

裁定第一号

当事者 国鉄労働組合

右代表者中央執行委員長 加藤 閔男

日本国有鉄道

右代表者総裁 加賀山之雄

記

一、賃金ベースの改訂はさしあたり行わないが、少くとも経理上の都合により職員が受けた待遇の切下げは、是正されなければならない

二、前項の主旨により本年度に於ては、公社は総額四五億円を支払うものとする

右の中三〇億円は一二月中に支給し、一月以降は賃金ベース改訂のあるまで、毎月五億円を支給する

右の配分方法は両当事者に於て一二月中に協議決定するものとする

三、組合の要求する年末賞与金は認められないが、公社の企業体たる精神に鑑み、新たに業績による賞与制度を設け、予算以上の収入、又は節約が行われ、それが職員の能率の増進によると認められる場合には、その額の相当部分を、職員に賞与として支給しなければならない

四、本裁定の解釈又はその実施に関し当事者間に意見の一致を見ないときは本委員会の指示によって決定するものとする

昭和二四年一二月二日

公共企業体仲裁委員会

委員長 末弘 巖太郎

委員 今井一男

同 堀木 鎌三

裁定第二号

当事者

東京都品川区大井立会町五六五番地 全専売労働組合

右代表者中央執行委員長 平林剛

東京都千代田区内幸町一丁目二番地 日本専売公社

右代表者総裁 秋山孝之輔

本委員会は、右当事者の「賃上げ及び越年資金の支給等に関する紛争」につき次の通り裁定する

記

一、公社は調停案第二項の趣旨により、同項所定の金額六カ月分から本年一二月に支給された臨時年末手当総額を控除した金額を昭和二四年度末までに全職員に支給すること

二、昭和二五年四月以降の給与については、当事者間に於て改めて協議すること

三、公社は組合と協議して現行の生産報奨金制度に再検討を加え、次年度以降これを公社の企業体たる性質に適する合理的賞与制度に改変すること

四、以上の諸項に規定した事項について協議が成立しないとき、またはその解釈について意見の一致を見ないときは、本委員会の指示により決定すること

昭和二十四年一月二八日

公共企業体仲裁委員会

委員長 末弘巖太郎

委員 今井一男

同 堀木鎌三

## (二)国鉄裁定をめぐる問題

公共企業体労働法による右の裁定の取扱いや効力については各方面の大きな問題となったが、一九五〇年にかけての継続的な問題であるから、詳しく本年鑑来年版にゆずる。

右のうち国鉄裁定につき四九年中の経過は次の如くであった。

公共企業体仲裁委員会の下した前記の裁定について問題になった中心は公労法第一六条との関係においてその効力如何ということである。

ことのおこりは、四八年政令二〇一号に関する政府声明が、従来労働組合との間に結ばれた労働協約は無効であることを宣言しつつも、同時に、「労働基準法その他の法令に基き締結された労働協約上の利益については本政令に定めた制限以外は引きつずき尊重される」となしたことにはじまる。しかるに、国鉄職員の待遇は事実上切り下げられたので、四九年六月公共企業体労働関係法の施行による団体交渉権の回復を機として、組合は当局に対し、九、七〇〇円ベースと年末賞与を中心とする要求を提出して団体交渉を行ったが協定成立せず、ここに、中央調停委員会への調停申請、八、〇五八円ベースの調停案組合側受諾、当局側拒否、仲裁委員会への仲裁申請となり、一月二日前述の如き裁定が下されたのであった。

右の裁定に対し国鉄当局は、公労法第三五条によってその裁定に服さなければならないが、同時にそれは第一六条に該当するとして運輸大臣あて次の如き手続をとった。

## 公共企業体仲裁委員会裁定について

(二四、一二、五、国鉄総裁発運輸大臣宛一要旨一)

賃金ベース改訂の問題に関し、一月二日仲裁委員会から裁定を受けた。国鉄は、公労法第三五条に基き本裁定に服従しなければならない。よって、国鉄は一月五日以降裁定に基き、その指示する給与の支給方法につき組合側との協議を開始する。

しかしながら、国鉄現在の財政において、裁定の指示する四五億円のうち、予算上並びに資金上可能なる支出は、石炭節約その他あらゆる努力をするも、その一部にとどまる。これについても費用の流用等につき政府の全面的な協力を得なければならない。残余については、公労法第三五条並に第一六条により政府並びに国会の所定の手続を仰がざるを得ない。

本裁定は、公労法施行後最初の裁定であり、同法の精神が一方において公共の福祉のために公共企業体職員の争議を禁止すると共に他方調停、仲裁により職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和なる調整を図ることにあるにかんがみ、又行攻整理以後国有鉄道職員が新たなる労働意欲の下に国有鉄道の復興に努力しつつある事情を諒察せられ、政府が本裁定の実現に特段の御配慮あらんことを切望

する次第である。

日本労働年鑑 第23集／1951年版  
発行 1951年1月1日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---